



本邦米賃債のニューヨーク取引所上場に関する件

本邦米賃債のニューヨーク取引所上場に関してはその準備として先に総司令部担当官を通じ上場について必要な米国証券取引委員会宛の年次報告書の案を送付してあつたが今回正式の年次報告書を提出するより要請があつたので、左記要領により大蔵大臣から総司令部を通じ米国証券取引委員会宛年次報告書を提出する。

一 上場証券は金米賃債一四銘柄のほか、ニューヨーク発行の東京市五分利英貨公債を加え、計一五銘柄とする。従つてその負担関係が講和条約において問題となるものが有り得ると考えられる東洋拓殖及び台湾電力債（計一五三六〇五〇〇弗）もこの際上場銘柄の中に含めること。

二 戦争中における外債債処理法等による本邦人等手持外債債の邦債借替、外債地方債社債の政府承継、利払資金の特殊財産管理勘定振込等の措置はすべて有効との立前によつてゐること。

三 上場は元利払再開とは無関係のものであること。

裏面白紙